

事務所通信

2009年12月号 No.54



(クリスマスケーキ)

CONTENTS

- | | | | |
|-----------------|----|----------------|----|
| ● 所長コメント | | ● 年末調整の注意事項 | P4 |
| … 死ぬときに後悔すること25 | P1 | ● 税務Q&A | P5 |
| ● 住宅特定改修特別税額控除 | P2 | ● お知らせ おもしろ雑学 | P6 |
| ● 社会保険Q&A | P3 | ● 休日カレンダー あとがき | P7 |

～お客様の発展を願い、喜ばれる事務所をめざします～



加藤輝守税理士事務所

〒941-0057 新潟県糸魚川市南寺町 3-7-7

TEL 025-552-0678 FAX 025-552-3824

ホームページアドレス <http://www.katozeirishi.jp>

死ぬときに後悔すること 25

後悔先に立たずといいますが、先に分かっていたら後悔はしませんよね。

ああすればよかった、こうしておけばよかったと思うことがありますが、若ければ取り返しがつきませんが、あと余命何日と言われた時はあとの祭りです。終末期医療に従事している医師の天津秀一さんはガンで余命いくばくもないという千人ほどの人々を見届けてきました。そして皆が抱えている後悔は人生で解き残す問題はそれほど多様性はなく、大体決まっていることを発見しました。終末期に皆が後悔すること、それを前もって知って、元気なうちからやっておけば後悔せずにあの世に行けます。ではどのような後悔があるのでしょうか？

- 1、健康を大切にしなかったこと。
- 2、たばこをやめなかったこと。
- 3、生前の意思を示さなかったこと
- 4、治療の意味を見失ってしまったこと。
- 5、自分のやりたいことをやらなかったこと。
- 6、夢をかなえられなかったこと。
- 7、悪事に手を染めたこと。
- 8、勘定に振り回された一生を過ごしたこと。
- 9、他人に優しくしなかったこと。
- 10、自分が一番と信じて疑わなかったこと。
- 11、遺産をどうするかを決めなかったこと。
- 12、自分の葬儀を考えなかったこと。
- 13、故郷に帰らなかったこと。
- 14、美味しいものを食べておかなかったこと。
- 15、仕事ばかりで趣味に時間を割かなかったこと。
- 16、行きたい場所に旅行しなかったこと。
- 17、会いたい人に会っておかなかったこと。
- 18、記憶に残る恋愛をしなかったこと。
- 19、結婚をしなかったこと。
- 20、子供を育てなかったこと。
- 21、子供を結婚させなかったこと。
- 22、自分の生きた証を残さなかったこと。
- 23、生と死の問題を知らなかったこと。
- 24、神仏の教えを知らなかったこと。
- 25、愛する人に「ありがとう」と伝えなかったこと。

ベッドの上で後悔するより、いつ死んでも後悔が少ないような、問題をあとに残さないような生き方をしたいものです。



住宅特定改修特別税額控除

省エネ改修工事をした場合（住宅特定改修特別税額控除）

<概要>

省エネ改修工事をした場合の住宅特定改修特別税額控除とは、居住者が、自己が所有し、自己の居住のように供する家屋について一般断熱改修工事等（以下「一般の省エネ改修工事」といいます。）を行った場合において、当該家屋を平成21年4月1日から平成22年12月31日までの間にその者の居住の用に供したときに、一定の要件の下で、その省エネ改修工事に要した費用の額とその一般の省エネ改修工事の標準的な費用の額のいずれか少ない金額（最高200万円（太陽光発電設備設置工事を行う場合は最高300万円））の10%に相当する金額をその年分の所得税額から控除するものです。

1. 省エネ改修工事をした場合の住宅特定改修特別税額控除の適用要件

一般の省エネ改修工事を行った場合で、住宅特定改修特別税額控除の適用を受けることができるのは次の全ての要件に該当するときです。

- (1) 一般の省エネ改修工事の日から6ヶ月以内に居住の用に供していること。
- (2) この税額控除を受ける年分の合計所得金額が3,000万円以下であること。
- (3) 家屋について行うエネルギーの使用の合理化に資する修繕又は模様替えて次に掲げる省エネ改修工事であること。
 - イ. 全ての居室の窓全部の改修工事、又はその工事と併せて行う床の断熱工事、天井の断熱工事若しくは壁の断熱工事で、その改修部位の省エネ性能がいずれも平成11年基準以上となる工事。
 - ロ. イの工事と併せて行う当該家屋と一体となって効用を果たす一定の太陽光発電装置などの設備の取替え又は取付けに係る工事
- (4) 住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく登録住宅性能評価機関、建築基準法に基づく指定確認機関又は建築法に基づく建築事務所に所属する建築士が発行する増改築等工事証明書により証明された一般の省エネ工事であること。
- (5) 一般の省エネ改修工事の費用の額が30万円を超えるものであること。
- (6) 工事をした後の住宅の床面積が50㎡以上であり、床面積の2分の1以上の部分が専ら自己の居住の用に供するものであること。
- (7) その工事費用の2分の1以上の額が自己の居住用部分の工事費用であること。

2. 適用を受けるための手続

住宅特定改修特別税額控除の適用を受けるためには、必要事項を記載した確定申告書に、次に掲げる書類を添付して納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

- (1) 住宅特定改修特別税額控除の計算明細書
- (2) 住民票の写し
- (3) 増改築等工事証明書
- (4) 家屋の登記事項証明書など家屋の床面積が50㎡以上であることを明らかにする書類
- (5) 工事請負契約書の写しなど改修工事の年月日及びその費用の額を明らかにする書類
- (6) 給与所得者の場合は給与所得の源泉徴収票

※住宅借入金等特別控除や特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用要件にも該当している方はいずれか一方の選択適用となります。

詳細は 国税庁ホームページ又は当事務所担当者までお問い合わせ下さい。

< 伊 藤 >

社会保険Q&A

● 途中入社した場合の保険料の納付

Q1

途中入社で加入期間が1日でも保険料を納めるのでしょうか？

A

保険料は、月単位で計算します。（日割りなどはありません。）被保険者資格を取得した月などは、たとえ加入期間が1日でも1カ月分の保険料を納めます。

● 月の途中で退職した場合の保険料の納付

Q2

月の途中で退職した場合でも保険料を納めるのでしょうか？

A

退職などで被保険者資格を喪失した月や、死亡した日の翌日が属する月は、保険料は徴収されません。

● 育児休業中の保険料の納付

Q3

育児休業中も保険料を納めるのでしょうか？

A

育児・介護休業法に基づく育児休業制度を利用する期間（3歳未満の子を養育する期間）については、健康保険・厚生年金とも、事業主が申出することにより保険料が免除されます。

もちろん、免除される期間中も被保険者資格は継続しますので、健康保険の給付は通常通り受けられます。

また、厚生年金では保険料を納めた期間として扱われ、将来の年金額に反映されます。

年末調整の注意事項

住宅ローン控除の個人住民税での申告が不要に

税源移譲に伴い所得税から控除しきれないローン控除額を個人住民税から控除できる仕組みが整備されています。控除を受けるためには従来、市町村への申告が必要でしたが、平成 21 年度税制改正で、**個人住民税の住宅ローン控除に関して申告不要制度が導入**されました。

源泉徴収票の摘要欄に「居住開始年月日」、ローン控除額が算出年税額を超えるため、年末調整で控除しきれない控除額がある場合には、「住宅借入金等特別控除可能額」を記載してください。また、控除可能額がある方のうち、2以上の居住年に係るローン控除の適用を受けている方については、その居住年ごとに「控除の種類」、「借入金等年末残高」を記載してください。

扶養控除等（異動）申告書の提出、記載内容の確認

平成 21 年分の扶養控除等申告書の提出はもれなくありますか？勘違いされるケースが多いのですが、今回税務署から届いた年末調整関係書類に同封されている扶養控除等申告書は**平成 22 年分**です。中途入社された方の平成 21 年分の扶養控除申告書の提出もれがないか、年末調整の際にご確認下さい。この申告書の提出がない方については、年末調整ができず、給与の源泉徴収に当たっては乙欄が適用されますので、ご注意下さい。平成 21 年分の扶養控除申告書が必要な場合は、国税庁の HP から調達できます。

また、結婚、出生などにより扶養親族の異動があった方について、扶養控除等申告書にもれなく異動内容が記載されているかを確認してください。扶養親族が年の途中で就職したり、年金受給により所得要件（目安については 11 月号参照）を超えるケースもありますので、ご注意下さい。

控除対象配偶者、扶養親族の判定

控除対象配偶者や扶養親族に該当するかどうかは、年末調整を行う日の現況により見積もった合計所得金額により判定します。また、老人控除対象配偶者や老人扶養親族、特定扶養親族などのように年齢による判定は、本年 12 月 31 日（その日までに死亡した方については、その死亡日）の現況により判定します。

平成 21 年中に亡くなった方も所得要件を満たしていれば、控除対象配偶者、扶養親族に該当しますので、控除もれのないようご注意下さい。

年末調整のやり直し

年末調整が終わった後で、子供が生まれたり、合計所得金額の見積もり間違いなどにより扶養親族に異動が生じたり、配偶者特別控除の適用を受けた配偶者の合計所得金額の確定などにより配偶者特別控除額が変動する場合には、翌年 1 月末日までに年末調整のやり直しをすることができます。

年末調整が終わった後で、本年中に本年分の給与の追加払があった場合は、その追加額を年末調整の対象給与総額に加算し再計算して、年末調整をやり直す必要があります。年末調整後の賞与支給なども該当しますから、注意が必要です。

< 村 井 >

● 給与所得の源泉徴収票の記載方法

Q1 1月15日に転居した従業員がいますが、「給与所得の源泉徴収票」の「住所又は居所」欄は、いつ現在の住所等を記載すればいいのですか？

A 「給与所得の源泉徴収票」を作成する日の現況による住所等を記載してください。「住所又は居所」の欄には、「給与所得の源泉徴収票」を作成する日の現況による住所又は居所を記載することとなっています。

なお、市区町村に提出することになっている「給与支払報告書」については、源泉徴収票を提出する年の1月1日(中途退職者については、退職時)現在の「住所又は居所」を記載することになっているため、複写式の「給与支払報告書」を使用して源泉徴収票を作成する場合には、提出する年の1月1日現在の「住所又は居所」を記載しても差し支えありません。

Q2 「給与所得の源泉徴収票」の作成日現在で次のとおり未払のものがありますが、「源泉徴収税額」欄には、どのように記載すればいいですか？

1月～11月の給与	2,200,000円	源泉徴収税額	44,000円
12月の給与(未払)	200,000円	源泉徴収税額(徴収未済)	4,000円

(注) 未払の12月分給与を含め年末調整を行った結果、年税額は45,000円であった。

A 「給与所得の源泉徴収票」の各欄には、以下のとおり記載することになります。

○ 「支払金額」欄	○ 「源泉徴収税額」欄
内 200,000円	内 1,000円
2,400,000円	45,000円

「給与所得の源泉徴収票」の作成日現在で未払の給与等がある場合には、その未払額及び徴収未済の税額を、「支払金額」欄及び「源泉徴収税額」欄に内書することになっています。

また、年末調整の対象となる給与等とは、1月1日から12月31日までの間に支払うべきことが確定した給与等をいいますので、本年中に支給期の到来した給与等は、未払のものであっても、これを含めたところで年末調整を行うこととなります。

したがって、年末調整後の源泉徴収税額(当該給与等の年税額)と徴収済の税額の差額を「源泉徴収税額」欄に内書で記載することとなります。

参考：国税庁HP 質疑応答事例

研修予定

日時	研修内容	場所	講師	参加費
12月18日(金) 午後6時30分 ～ 午後8時30分	テルモ経営研究会 『過払いと債務整理』	加藤税理士事務所	司法書士 加藤賢太郎 先生	1,000円
平成22年 1月23日(土)	平成22年度 経営計画発表会 ※詳細は後日ご案内します。	月徳飯店	加藤輝守	8,000円

会社の広告お手伝いします!!

当事務所ではホームページの作成をお手伝いしています。また、お客様の広告チラシがございましたら月一回発行の事務所通信に同封いたします。お気軽にお申し付け下さい。

～ おもしろ雑学 ～ フランス国旗

「自由・平等・博愛」を象徴している「赤・白・青」で構成されているフランス国旗。

きれいに三等分されているように見えるが、それだと色によって大きさが違って見えてしまうため、赤が30、白が32、青が37の比率になっている。



某雑学HPより (担当: 小杉)



休日カレンダー



12月 (師走) December

日	月	火	水	木	金	土
		1 融資相談会	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18 テルモ経営研究会	19
20	21	22	23 天皇誕生日	24	25	26
27	28 仕事納め	29 年末休暇	30 年末休暇	31 年末休暇	H22 1/1 元旦	2 年末休暇
3	4 仕事始め	5	6	7	8	9

- ・ 網掛けの日が当事務所の休日
- ・ 土曜日にも元気に営業しています。
(名前の記入されていない土曜日は、全員出勤となっています。)



12月の税務

12月10日 平成21年11月分源泉所得税・住民税の納付

平成22年

- 1月 5日 平成21年10月決算法人の法人税等・消費税確定申告
- 平成22年4月決算法人の法人税等中間申告
- 平成22年4月決算法人の消費税中間申告
- 平成22年7月・4月・1月決算法人の消費税中間申告

あとがき

今年も残りわずかとなりました。一年一年がとても早く感じます。今年には“天地人”や“世界ジオパーク認定”など地元新潟が大変話題になりました。新潟県人の気質や、大自然が、日々変化しながら脈々と受け継がれて今日に至っていると思うと、とても感慨深いものがあります。地元に住ながら知らない事がこんなにもあったと気付かされた一年でもありました。事務所通信は満4才と5ヶ月になります。まだまだ成長中です。 今後もよろしくお願い致します。

< 広 川 >